

令和5年度 第2回坂井警察署協議会開催結果

- 1 開催日時
令和5年7月28日（金） 午後2時から
- 2 開催場所
坂井市高椋西部コミュニティセンター
- 3 出席者
 - (1) 警察署協議会会長以下7名
 - (2) 坂井警察署長以下6名
- 4 内容
 - (1) 警察署長あいさつ及び諮問
 - (2) 協議会会長あいさつ
 - (3) 議事



ア 安全・安心ふくいプログラム 2023-2024 概要説明

- (ア) 子ども、女性、高齢者を犯罪から守る取組
- (イ) 犯罪の起きにくい社会をつくる取組
- (ウ) 犯罪の取締まり
- (エ) 交通事故から県民を守る取組
- (オ) テロ、大規模災害等から県民を守る取組
- (カ) 電動キックボードの説明

イ 諮問に基づく提言の検討及び質疑応答

△委員：非行防止教室を行っているスクールサポーターとは、どのような人が就いているのか。

▲警察：スクールサポーターとは、学校と警察をつなぐパイプ役として、少年の非行防止や児童等の安全確保対策に従事する警察署の職員で、主に警察官や教員のOB（OG）が就いている。各署に1～2名が在籍しており、坂井警察署には元警察官のスクールサポーター1名が在籍している。

△委員：犯罪抑止の施策として、今年5月から制服警察官のコンビニ等での買い物が可能になったが、コンビニには深夜の時間帯に多く立ち寄っているように思う。人の多い日中の時間帯にも立ち寄ってもらうことで、犯罪抑止に効果的だと考える。

▲警察：警察としては、強盗等の凶悪事件の警戒のため、人の少ない夜間時間帯を中心に立ち寄りを実施しているところであるが、御意見のとおり、日中の店舗への立ち寄りも積極的に推進していきたい。

△委員：今年は自転車盗が増加しているとのことだが、盗まれた自転車は無施錠が多いのか。また、盗難自転車はどのように探しているのか。

▲警察：被害に遭った自転車は無施錠が多い。盗難自転車を探す際には、自転車利用者に対する聴取や被害発生の多い駅駐輪場等に駐車されている自転車を1台ずつ確認し、防犯登録や車体番号、車両特徴等から盗難自転車であることを特定する。

△委員：自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたが、警察ではどのような対応をとっているのか。

▲警察：現在、自転車用ヘルメットの着用率は6.7パーセントである。着用は努力義務であり、着用しなかったとしても罰則はない。警察では、企業、学校等における交通安全教室、自転車利用者に対する声かけ等を行い、着用率の向上に努めている。

△委員：小中学生の着用率は高いが、高校生になるとほとんど着用していない印象がある。高校生にはどのように周知しているのか。

▲警察：管内の高校に自転車用ヘルメットの着用について申し向けているが、校則で定めていないため、学校としては生徒に強制することはできないとのこと。また、自転車用ヘルメットを着用しない背景として、自転車用ヘルメットが「売っていない」、「格好悪い」、「気に入ったものがない」等の理由もあるようだ。警察としては、引き続き自転車用ヘルメットの着用を呼び掛けていく。

(4) 協議会からの提言

坂井警察署協議会では、市民や、この街を訪れる皆さんが安全で安心して過ごせるよう次のとおり提言する。

これまで減少傾向にあった刑法犯認知件数が、今年の4月末時点において増加に転じており、依然として子どもや女性の安全を脅かす事案、お年寄りを狙った詐欺被害や予兆電話が後を絶たず、スマートフォンや携帯電話、パソコンを介して行われる様々な事案への不安が増大している状況にある。

また、坂井市では1年9か月間死亡事故ゼロが続いたが、今年の3月と5月に高齢運転者に関する死亡事故が発生しているほか、北陸新幹線の県内延伸に伴う新設道路の供用開始により交通流の変化が認められ、特に、子どもやお年寄りの交通安全に努めていく必要があると感じている。

更に、気候変動による豪雨や雪害などの自然災害は、毎年全国いずれかの地域で甚大な被害を引き起こし、特に雪害における国道8号の大規模交通障害は、坂井市のみならず県内交通全体に多大な影響を生じさせる。

そこで、子ども、女性、高齢者を事件の被害や交通事故から守るための活動を推進するほか、犯罪が起きにくい街づくりや飲酒運転撲滅の取組を継続し、関係機関と連携して各種災害の発生時には対応することを提言する。

(5) 警察署長答申

今ほど協議会の皆様から頂きましたご提言を基に、署員一同、安全で安心して暮らせる坂井市の実現に向けて取り組む所存である。